

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	市税の徴収及び滞納整理に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ひたちなか市は、市税の徴収及び滞納整理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

ひたちなか市長

公表日

令和8年3月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	1. 課税内容照会機能 課税台帳から個人の年度毎の所得内容・控除内容・税額等を照会する。 2. 1月1日世帯照会機能 賦課期日時点での世帯状況を照会する。 3. 特徴事業所照会機能 事業所の情報を照会する。 4. 各種証明書発行機能 課税証明書等を発行する。 5. 通知書発行機能 納税通知書, 税額変更通知書, 特徴税額通知書等を発行する。 6. 課税台帳登録機能 申告書や給与支払報告書の内容に基づき, 徴収方法及び課税の決定をする。 修正申告, 法定調書, 減免審査決定等により, 税額の変更をする。 7. 異動処理機能 特別徴収義務者からの異動届出書を基に, 徴収方法の変更をする。 8. 年金特徴処理 年金特徴義務者からの対象者情報に基づき, 年金特徴税額の決定をする。 介護保険の停止情報により, 年金特徴の停止処理をする。 年金特別徴収の徴収結果により, 年金特徴の停止処理をする。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [] その他 ()
システム7	
①システムの名称	国民健康保険システム
②システムの機能	1. 資格管理機能 被保険者, 擬制世帯主, 特定同一者などの加入期間を管理し, 被保険者証等の発行事務を行う。 2. 賦課管理機能 資格管理で管理されている被保険者の加入期間から, 当該年度賦課対象者の所得及び資産を把握し 保険料を算定, 納付書等を発行し保険料の賦課事務を行う。 3. 給付管理機能 被保険者の医療の給付記録や療養費の支給申請などを管理し, 支給を事務を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [] その他 ()
システム8	
①システムの名称	EUCシステム
②システムの機能	1. データ抽出・出力機能 基本データリストを利用し, 任意の抽出条件に該当する情報をCSV形式で出力する機能。 2. 認証権限管理機能 職員の認証及び付与された権限に基づき, 機能や基本データリストへのアクセス制限を行う機能 3. ログ管理機能 抽出を行った日時・条件及び操作ログを保管する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (同一パッケージシステム)

システム9	
①システムの名称	データ連携システム
②システムの機能	<p>1. 年金特徴に関する機能 eLTAXシステムより出力した団体回付データの取込みと団体回付データの作成を行う。</p> <p>2. eLTAX申告データに関する機能 eLTAXシステムより出力した申告データの取込処理、帳票印刷、申告受付システムデータへの変換を行う。</p> <p>3. 国税連携データに関する機能 国税連携システムより出力した国税連携データの取込処理、帳票印刷、画像ファイル作成、申告受付システムデータへの変換を行う。</p> <p>4. 給与支払報告書データ(光ディスク等)に関する機能 企業等から送付された給与支払報告書データ(光ディスク等)の取込処理、帳票印刷、画像ファイル作成、申告受付システムデータへの変換を行う。</p> <p>5. 地方税共通納税システム納付データに関する機能 eLTAXシステムより地方税共通納税システム納付データの取込処理、帳票印刷、収納管理システムデータへの変換を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム10	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。</p> <p>2. 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</p> <p>4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>5. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p> <p>7. 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム11～15	

システム11									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと個人情報を保有・管理するシステムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する機能</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等の記録を生成し、管理する機能</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する機能</p> <p>8. セキュリティ管理機能 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リスト情報を管理する機能</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								
システム16～20									
3. 特定個人情報ファイル名									
収納情報ファイル									
4. 個人番号の利用 ※									
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 								
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※									
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定								
②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の48の項 								
6. 評価実施機関における担当部署									
①部署	総務部税務事務所収税課								
②所属長の役職名	収税課長								
7. 他の評価実施機関									

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市民・市外在住の固定資産・都市計画税, 軽自動車税, 個人住民税, 国民健康保険税の課税対象者
その必要性	固定資産・都市計画税, 軽自動車税, 個人住民税, 国民健康保険税の適正な徴収業務を行うにあたり特定個人情報が必要
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (納付, 経過記録, 誓約, 処分, 欠損, 口座の情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○識別情報: 対象者を特定するために記録 ○連絡先情報: 対象者を正確に把握するために保有 ○業務関係情報 ・地方税関係情報: 固定資産(都市計画)税, 軽自動車税, 個人住民税, 国民健康保険税で賦課した内容に基づき, 納税通知書, 納税の証明書等の帳票印刷を行うために記録 ・口座情報: 還付の処理を行うため ・その他(納付の情報): 納税義務者の納付状況を正確に把握するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	総務部税務事務所収税課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 (市民税課, 資産税課, 国保年金課) [<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 (税務署, デジタル庁) [<input type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (日本年金機構, 他税務機関) [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 (企業) [<input type="checkbox"/>] その他 ()

②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (税務システム)
③使用目的 ※		納税義務者からの徴収及び滞納処分の事務並びに証明書等の発行事務
④使用の主体	使用部署	収税課, 市民税課, 資産税課, 国保年金課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
⑤使用方法		<徴収事務> 1. 納付状況消し込み 1) 金融機関からの納付書, 金融機関・収納代行業者からの納付データをもとに消込処理を行う。 2) 申出により再発行納付書を作成する。 2. 証明交付事務 請求に基づき, 納税証明書の交付を行う。 3. 還付充当事務 更正及び重複により過誤納が生じた場合に納付額に応じて還付充当の事務を行う。 4. 督促状の作成 納期到来未納者に対し督促状を作成する。 5. 口座振替加入情報 1) 本人の申請により, 税額を引き落とすための口座情報を管理する。 6. 税額口座振替依頼 1) 金融機関別に, 口座振替依頼データの作成を行う。 7. 振替結果 1) 金融機関からの振替結果より消込データを作成する。 2) 振替不能者に対し不能通知を作成する。 <滞納事務> 1. 財産状況確認 1) 金融機関へ通知書による預貯金情報の照会または差押を依頼する。 2) 保険会社へ通知書による生命保険料情報の照会または差押を依頼する。 3) 勤務先に通知書による給与情報の照会または差押を依頼する。 4) 他自治体に固定資産情報の照会をし財産を把握する。 5) 本市の固定資産情報の照会をし財産を把握する。 2. 納付計画 3. 不納欠損 納税義務消滅債権に対し欠損処理を行う。
情報の突合		固定資産・都市計画税, 軽自動車税, 個人住民税, 国民健康保険税の徴収のために宛名情報と突合をする。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> 委託しない (3) 件
委託事項1		システムの運用・保守
①委託内容		システムの運用・保守業務, 法制度改正に伴う改修作業
②委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上
③委託先名		株式会社茨城計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項2～5		
委託事項2		
遠隔地保管		
①委託内容	特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管委託	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社茨城計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <small><選択肢></small> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から、再委託の必要性、再委託先の委託管理方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制の申請を受け、許諾を判断している。
	⑥再委託事項	バックアップデータの管理
委託事項3		
バックアップシステムの構築		
①委託内容	システム障害に備えた代替システムの構築	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社茨城計算センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <small><選択肢></small> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [○] 移転を行っている (3) 件 [] 行っていない	
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑦時期・頻度		

提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	総務部税務事務所資産税課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。
③移転する情報	固定資産税・都市計画税の徴収関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	固定資産税・都市計画税課税者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (税務システムにて移転)
⑦時期・頻度	更正時及び決議書, 納付書の発行時
移転先2～5	
移転先2	総務部税務事務所市民税課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。
③移転する情報	住民税の徴収, 軽自動車税の徴収関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	軽自動車税課税者, 住民税の課税者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (税務システムにて移転)
⑦時期・頻度	更正時及び決議書, 納付書の発行時
移転先3	福祉部国保年金課
①法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものに利用。
③移転する情報	国民健康保険税の徴収関係情報

④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (税務システムにて移転	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 ※	<ひたちなか市における措置> ①特定個人情報が保管されているサーバは電子錠がかけられたサーバ室に設置しており、サーバ室への入退室を厳重に管理する。 ②サーバへアクセスをするためには、IDとパスワードによる認証が必要となる。 <ガバメントクラウドにおける措置> 【保管】 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017, ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 【消去】 ①国及びガバメントクラウドのクラウド事業者はアクセスが制御されているため消去をすることはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88, ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。	
7. 備考		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<<収納情報>>

(1.税目, 2.納税義務者番号, 3.所有者宛先番号, 4.標識番号漢字, 5.特徴の納期特例, 6.決定延滞金額計, 7.期別数, 8.課税年度, 9.納税管理人番号, 10.基礎年金番号, 11.軽自車台番号, 12.延滞金減免率, 13.納付すべき督促手数料計, 14.通知書番号, 15.種類区分, 16.調定年度, 17.軽自種別, 18.決算済欠損済サイン, 19.更正事由コード, 20.更正決定年月日, 21.共有代表者番号, 22.課税対象年度, 23.介護所得段階, 24.課税額計, 25.更正発生日)

<<期別情報>>

(1.期別決算済欠損済サイン, 2.決定延滞金額, 3.納期限, 4.記事終了解除年月日, 5.期別, 6.収納額内訳1~2, 7.延滞金, 8.計上年月日, 9.充当先税目, 10.充当先通知書番号, 11.充当先督促手数料, 12.支店コード, 13.収納員コード, 14.課税額, 15.納付すべき督促手数料, 16.記事コード, 17.記事漢字, 18.納付区分, 19.報奨金, 20.納付年月日, 21.充当先課税年度, 22.充当先収納額, 23.充当先還付加算金, 24.科目コード, 25.取消区分, 26.課税額内訳, 27.記事年月日, 28.記事作成区分, 29.収納方法, 30.督促手数料, 31.束NO, 32.充当先延滞金, 33.充当先束NO, 34.口座番号, 35.取消年月日, 36.記事終了解除コード, 37.記事取消区分, 38.収納額, 39.還付加算金, 40.歳出還付サイン, 41.充当先期別, 42.充当先報奨金, 43.銀行コード, 44.納付書番号)

<<口座情報>>

(1.宛名番号, 2.振替税目, 3.銀行番号, 4.支店番号, 5.科目, 6.口座番号, 7.名義人, 8.電話番号区分, 9.電話番号, 10.受付番号, 12.受付場所, 13.受付年月日, 14.申込年月日, 15.課税番号, 16.開始年月日, 17.停止理由, 18.停止年月日, 19.開始年度, 20.開始期別, 21.振替区分)

<<宛名情報>>

(1.宛名番号, 2.宛先区分, 3.宛先名カナ, 4.宛先名漢字, 5.性別, 6.生年月日, 7.続柄コード, 8.郵便番号, 9.住所コード, 10.住所カナ, 12.番地カナ, 13.方書カナ, 14.様方カナ, 15.住所漢字, 16.番地漢字, 17.方書漢字, 18.様方漢字, 19.世帯処理番号, 20.行政区, 21.住定日, 22.住定事由, 23.住民となった日, 24.住民となった事由, 25.消除日, 26.消除事由, 27.転出予定日, 28.転出確定日, 29.異動日, 30.送付先宛先名, 31.送付先住所, 32.電話番号, 33.個人番号)

<<滞納宛名情報>>(1.宛先番号, 2.郵便番号, 3.電話番号, 4.内線番号, 5.FAX番号, 6.メール番号, 7.職業職種, 8.職業役職, 9.調査日, 10.回答日, 11.解除日, 12.解除事由)

<<経過情報>>(1.交渉日, 2.交渉時間, 3.交渉コード, 4.場所, 5.面談者, 6.経過内容, 7.対応課, 8.対応者, 9.接触有無)

<<経過帳票記録>>(1.発送日, 2.調査日, 3.延滞金基準日, 4.返戻日, 5.公示有無, 6.公示送達日, 7.発行内容, 8.事件番号)

<<経過徴収金>>(1.徴収区分, 2.徴収税目, 3.徴収年度, 4.徴収額, 5.徴收件数)

<<経過約束>>(1.約束日(開始・終了), 2.約束時間(開始・終了), 3.約束履行区分, 4.約束額, 5.約束内容)

<<欠損情報>>(1.欠損番号, 2.処分区分, 3.整理番号, 4.処分日, 5.法律区分, 6.欠損事由, 7.解除日, 8.解除事由, 9.解除理由, 10.起案日, 11.決済日, 12.文書番号, 13.欠損顛末区分, 14.欠損顛末調査日, 15.欠損顛末内容)

<<処分計画計算書情報>>

(1.処分番号, 2.計算書番号, 3.計算書区分, 4.支給日, 5.支給額, 6.所得税額, 7.住民税額, 8.社会保険料, 9.扶養控除, 10.控除額5号, 11.差押額, 12.賞与支給額, 13.賞与分所得税額, 14.賞与分住民税額, 15.賞与分社会保険料, 16.賞与控除額5号, 17.賞与差押額)

<<処分計画明細情報>>

(1.納付回数, 2.納付予定日, 3.納付書番号, 4.未納額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金), 5.計画日, 6.解除日)

<<処分財産情報>>

(1.処分番号, 2.財産詳細区分, 3.財産番号, 4.解除日, 5.解除事由, 6.解除理由, 7.解除日(同時), 8.解除事由(同時), 9.解除理由(同時), 10.換価予定日, 11.換価予定額, 12.換価日, 13.換価額, 14.配当日, 15.配当時間, 16.配当額, 17.処分費, 18.公売日, 19.公売額)

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<<処分事件番号>>

(1. 処分番号, 2. 区分, 3. 年度, 4. 記号, 5. 番号, 6. 名称)

<<処分情報>>

(1. 処分区分, 2. 財産区分, 3. 処分日, 4. 処分時間, 5. 登録機関受付日, 6. 登録機関受付番号, 7. 執行機関差押日, 8. 破産区分, 9. 破産開始日, 10. 包括禁止命令(自・至), 11. 要求の終期, 12. 求意見書受理日, 13. 続行決定日, 14. 解除日, 15. 解除事由, 16. 解除理由, 17. 換価予定日, 18. 換価予定額, 19. 換価日, 20. 換価額, 21. 配当日, 22. 配当時間, 23. 配当額, 24. 処分費, 25. 公売日, 26. 公売額, 27. 起案日, 28. 決裁日, 29. 文書番号)

<<処分停止情報>>

(1. 停止番号, 2. 処分区分, 3. 整理番号, 4. 処分日, 5. 法律区分, 6. 停止事由, 7. 解除日, 8. 解除事由, 9. 解除理由, 10. 起案日, 11. 決裁日, 12. 顛末区分, 13. 停止番号, 14. 執行停止顛末区分, 15. 執行停止顛末調査日, 16. 執行停止顛末内容, 17. 住民登録日, 18. 実態調査結果区分, 19. 実態調査日, 20. 実態調査方法, 21. 実態調査先, 22. 調査結果区分, 23. 相続調査日, 24. 相続調査方法, 25. 生活保護の運用(区分), 26. 生活扶助, 27. 医療扶助, 28. 住宅扶助, 29. 教育扶助, 30. その他扶助, 31. 生活保護確認日, 32. 世帯最低生活費, 33. 世帯収入, 34. 督促区分, 35. 催告区分, 36. 催告送達回数, 37. 催告返戻回数, 38. 不動産調査結果, 39. 不動産調査日, 40. 不動産調査先, 41. 預貯金調査結果, 42. 預貯金調査日, 43. 生命保険等調査結果, 44. 生命保険等調査日, 45. その他の資産調査結果, 46. その他の資産調査日, 47. 収入調査結果, 48. 収入調査日, 49. 第5項適用事由(死亡), 50. 死亡年月日, 51. 相続人区分, 52. 第5項適用事由(事件終了), 53. 事件終了年月日, 54. 破産宣告年月日, 55. 第5項適用事由(倒産), 56. 調査年月日, 57. 調査方法, 58. 第5項適用事由, 59. 年齢, 60. 出国年月日)

<<処分配当充当明細情報>>

(1. 事業年度(自・至), 2. 未納額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金), 3. 充当額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金), 4. 処分区分, 5. 処分日, 6. 解除日, 7. 換価日, 8. 免除期間(開始日・終了日), 9. 免除試算額(延滞金), 10. 繰上納期限(日・時間), 11. 納期限, 12. 法定納期限, 13. 計上年月日, 14. 納付年月日)

<<処分明細情報>>

(1. 未納額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金), 2. 繰上納期限(日・時間), 3. 免除期間(開始日・終了日), 4. 免除前・後額(延滞金))

<<滞納繰上情報>>

(1. 繰上番号, 2. 処分日, 3. 繰上納期限(日・時間), 4. 法律区分, 5. 繰上事由, 6. 繰上理由, 7. 解除日, 8. 解除事由, 9. 解除理由, 10. 起案日, 11. 決裁日, 12. 文書番号)

<<納付計画(処分情報含む)>>

(1. 分納番号, 2. 計画番号, 3. 計画日, 4. 納付方法, 5. 場所, 6. 解除日, 7. 解除事由, 8. 解除理由, 9. 内入れ額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金), 10. 計画額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金), 11. 計画計算方法, 12. 計画開始年月, 13. 計画終了年月, 14. 計画区分, 15. 計画定例日, 16. 計画回数, 17. 計画分納額, 18. 延滞金計算方法, 19. 延滞金基準日, 20. 延滞金期日, 21. 延滞金減免率, 22. 延滞金上限, 23. 増減月, 24. 増減額, 25. 変更年月, 26. 変更額, 27. 分納額, 28. 起案日, 29. 決裁日, 30. 文書番号)

<<納付受託>>

(1. 処分日, 2. 処分区分, 3. 解除日, 4. 解除事由, 5. 解除理由, 6. 証券種類, 7. 証券枚数, 8. 証券番号, 9. 証券金額, 10. 取立費用, 11. 支払日, 12. 振出人, 13. 振出地, 14. 支払人, 15. 支払地, 16. 引受人, 17. 引受住所, 18. 裏書人, 19. 裏書住所, 20. 換価日, 21. 延滞金基準日, 22. 起案日, 23. 決裁日, 24. 文書番号)

<<配当・充当情報>>

(1. 処分番号, 2. 処分区分, 3. 財産区分, 4. 財産番号, 5. 処分日, 6. 前処分日, 7. 登録機関受付日, 8. 登録機関受付番号, 9. 執行機関差押日, 10. 破産区分, 11. 破産開始日, 12. 包括禁止命令(自・至), 13. 解除日, 14. 解除事由, 15. 解除理由, 16. 換価予定日, 17. 換価予定額, 18. 換価日, 19. 換価額, 20. 配当日, 21. 配当時間, 22. 配当額, 23. 処分費, 24. 重加算額, 25. 配当文書, 26. 充当日, 27. 充当金額, 28. 残高, 29. 残余金, 30. 充当文書, 31. 公売日, 32. 公売額, 33. 起案日, 34. 決裁日)

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<<分納情報>>

(1. 分納番号, 2. 処分区分, 3. 処分日, 4. 処分時間, 5. 解除日, 6. 解除事由, 7. 解除理由, 8. 内入れ額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金), 9. 誓約額(本税・税割・均割・督促手数料・延滞金・加算金), 10. 起案日, 11. 決裁日, 12. 文書番号)

<<免除情報>>

(1. 免除番号, 2. 処分日, 3. 法律区分, 4. 免除事由, 5. 免除期間(開始日・終了日), 6. 申請日, 7. 発送日, 8. 解除日, 9. 解除事由, 10. 解除理由, 11. 起案日, 12. 決裁日, 13. 文書番号, 14. 担保内容, 15. 担保提供日, 16. 担保評価額)

<<財産不動産情報>>

(家屋: 1. 財産番号, 2. 所在地, 3. 地番, 4. 種類, 5. 床面積, 6. 構造, 7. 家屋番号, 8. 建物の名称, 9. 建築年月日, 10. 不動産番号, 11. 床区分(地上・地下), 12. 床階数, 13. 専有部分(床区分(地上・地下)), 14. 床階数, 15. 床面積)(給与: 1. 調査差押日, 2. 調査差押解除日, 3. 勤務先名称, 4. 担当所属, 5. 担当者, 6. 電話番号, 7. 給与日, 8. 支給月, 9. 支給額, 10. 所得税額, 11. 住民税額, 12. 社会保険料, 13. 扶養人数, 14. 金融機関名, 15. 金融機関支店名, 16. 口座科目, 17. 口座番号, 18. 口座名義人)(権利者: 1. 権利者番号, 2. 権利種別, 3. 順位, 4. 債権額, 5. 原因日, 6. 設定日)(電話加入: 1. 電話番号, 2. 設置場所, 3. 氏名, 4. 住所, 5. 受付日, 6. 受付番号, 7. 質権受付日, 8. 質権受付番号, 9. 質権者氏名, 10. 質権者住所, 11. 質権登録債権額, 12. 質権差押通知日, 13. 質権証明日, 14. 質権証明債権額, 15. 引継有無, 16. 加入権調査区分, 17. 原簿閲覧日)(土地: 1. 財産番号, 2. 所在地, 3. 地番, 4. 種類, 5. 地目, 6. 地積, 7. 敷地権)(附属建物: 1. 附属番号, 2. 附属符号, 3. 種類, 4. 構造, 5. 床区分(地上・地下), 6. 床階数, 7. 床面積)(保険: 1. 会社名, 2. 担当者名, 3. 電話番号, 4. 種類, 5. 証券番号, 6. 契約者名, 7. 被保険者, 8. 受取人, 9. 満期保険額, 10. 満期日, 11. 死亡・損害時受取人, 12. 死亡・損害時保険額, 13. 契約書作成日, 14. 契約区分, 15. 保険期間終了日, 16. 保険料区分, 17. 保険料, 18. 保険料支払日, 19. 貸付日, 20. 貸付額, 21. 返戻日, 22. 返戻額, 23. 積立配当日, 24. 積立配当額, 25. 解約日, 26. 解約支払額, 27. 解約済支払日, 28. 金融機関名, 29. 金融機関支店名, 30. 口座科目, 31. 口座番号, 32. 口座名義人)(預金: 1. 銀行名, 2. 支店名, 3. 代表者名, 4. 連絡先, 5. 担当者, 6. 預貯金区分, 7. 口座番号, 8. 口座名義人, 9. 預貯金額, 10. 満期日, 11. 貸付有無, 12. 貸付現在日, 13. 貸付額, 14. 保護預り有無, 15. 保護預り現在日, 16. 出資有無, 17. 出資口数, 18. 出資金, 19. 出資番号)

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等からの個人情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより、本人確認を行い、対象者であることを確認する。 ・申請書類等は、必要な情報のみを記載する様式としており、また、記載要領を提示し、必要な情報以外は記載しないようにしている。 ・他団体からの個人情報の入手については、1件ごとに住所・氏名等の情報により当該事務の対象者と合致するかを確認している。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 10px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である </div> </div> <div style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</div>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	収納システムからは、事務に必要なファイルのみにアクセスし、必要のない情報にアクセスしないように制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 10px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である </div> </div> <div style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</div>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[行っている]</div> <div style="margin-right: 10px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 行っている 2) 行っていない </div> </div>
具体的な管理方法	システムを使用可能な職員を特定し、アクセス権限の制御を行っている。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録している。 ・個人ごとにシステムの操作範囲権限の設定を行っている。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 10px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である </div> </div> <div style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</div>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<p><ひたちなか市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ設置場所の入退室管理を行っている。 ・適宜バックアップを行っている。 ・機器の廃棄時には、データ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。 ・バックアップデータについては、遠隔地保管を行っている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける物理的措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける技術的措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>【保管：物理的対策】</p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>【保管：技術的対策】</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②ガバメントクラウドASP、ガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤ガバメントクラウドASP、ガバメントクラウド運用管理補助者は、OS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体、ガバメントクラウドASP、ガバメントクラウド運用管理補助者の各運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧業務データには、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>【消去】</p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><ひたちなか市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務付けている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 	
10. その他のリスク対策		
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいてクラウドサービス事業者は定期的にISMAPに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP及びガバメントクラウド運用管理責任者が責任を有する。 <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP及びガバメントクラウド運用管理責任者が対応するものとする。</p>		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部総務課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111
②請求方法	指定様式による書面の提出により, 開示・訂正・削除・目的外利用の中止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	総務部税務事務所収税課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111
②対応方法	問合せ受付時に受付票を起票し, 対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年4月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	実態に即したものとするための修正であり、重要な変更にと当たらないため。
平成30年3月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第7号 別表第2の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条		事後	実態に即したものとするための修正であり、重要な変更にと当たらないため。
令和3年3月5日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能	—	5. 地方税共通納税システム納付データに関する機能 eLTAXシステムより地方税共通納税システム納付データの取込処理、帳票印刷、収納管理システムデータへの変換を行う。	事後	重要な変更の対象となる項目でないため。
令和4年3月4日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	
令和4年3月4日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価書 ①実施日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和5年3月29日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価書 ①実施日	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和6年4月2日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価書 ①実施日	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和7年3月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	ひたちなか市は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び国税徴収法(昭和34年法律第147号)に基づき、市税の徴収及び滞納処分に関する事務を実施している。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 市税の徴収及び収納に関する事務 2 督促に関する事務 3 滞納処分に関する事務 4 延滞金の徴収に関する事務 5 執行停止及び不納欠損処理に関する事務	ひたちなか市は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び国税徴収法(昭和34年法律第147号)に基づき、市税の徴収及び滞納処分に関する事務を実施している。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 市税の徴収及び収納に関する事務 2 督促に関する事務 3 滞納処分に関する事務 4 延滞金の徴収に関する事務 5 執行停止及び不納欠損処理に関する事務	事後	
令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	収納管理システム	統合収納管理システム	事後	
令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	1. 納付データ管理機能 納付された固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、個人市民税、法人市民税の消込処理及び収入管理 2. 督促・催告・還付・充当機能 賦課データ、納付データにより未過納の抽出及び未納者への督促、過納者への還付・充当の処理 3. 納付書及び納税証明発行機能 紛失者などへの再発行納付書の作成 申請による賦課徴収情報に基づく納税証明書等証明書を発行	1. 納付データ管理機能 納付された固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、個人市民税、法人市民税の消込処理及び収入管理 2. 督促・催告・還付・充当機能 賦課データ、納付データにより未過納の抽出及び未納者への督促、過納者への還付・充当の処理 3. 納付書及び納税証明発行機能 紛失者などへの再発行納付書の作成 申請による賦課徴収情報に基づく納税証明書等証明書を発行 4. 口座振替情報管理機能 振替申請者からの対象税目や銀行関連などの情報管理する。 5. 依頼データ作成機能 各期別ごとに銀行振替データを抽出し依頼データを作成する。 6. 結果データからの消込機能 依頼データと銀行からの結果データにより消込処理データを作成する。 7. 振替エラーデータからの通知書作成機能 振替不能者に対し不能通知を発行する。	事後	
令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ①システムの名称	滞納管理システム	統合滞納管理システム	事後	
令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称	口座管理システム	EUCシステム	事後	

令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム8 ②システムの機能	1. 口座振替情報管理機能 振替申請者からの対象税目や銀行関連などの情報管理する。 2. 依頼データ作成機能 各期別ごとに銀行振替データを抽出し依頼データを作成する。 3. 結果データからの消込機能 依頼データと銀行からの結果データにより消込処理データを作成する。 4. 振替エラーデータからの通知書作成機能 振替不能者に対し不能通知を発行する。	1. データ抽出・出力機能 基本データリストを利用し、任意の抽出条件に該当する情報をCSV形式で出力する機能。 2. 認証権限管理機能 職員認証及び付与された権限に基づき、機能や基本データリストへのアクセス制限を行う機能 3. ログ管理機能 抽出を行った日時・条件及び操作ログを保管する機能	事後	
令和7年3月31日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム8 ③他のシステムとの接続	宛名システム等、税務システム	その他(同一パッケージシステム)	事後	
令和7年3月31日	I 基本情報 4. 個人情報の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・番号法第9条第1項 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	収納システム管理の委託	システムの運用・保守	事後	
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	磁気ディスクによる納税者の管理を安全確実に 行なうために必要な範囲で、特定個人情報ファイルの管理を委託。	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う 改修作業	事後	
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転 提供先1	・番号法第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第16条	・番号法第9条第1項 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転 提供先2	・番号法第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第16条	・番号法第9条第1項 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転 提供先3	・番号法第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第16条	・番号法第9条第1項 別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和7年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消 去	<ひたちなか市における措置> ①特定個人情報が保管されているサーバは電 子錠がかけられたサーバ室に設置しており、 サーバ室への入退室を厳重に管理する。 ②サーバへアクセスするためには、IDとパス ワードによる認証が必要となる。	<ひたちなか市における措置> ①特定個人情報が保管されているサーバは電 子錠がかけられたサーバ室に設置しており、 サーバ室への入退室を厳重に管理する。 ②サーバへアクセスするためには、IDとパス ワードによる認証が必要となる。 <ガバメントクラウドにおける措置> 【保管】 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する 環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策は クラウド事業者が実施する。なお、クラウド事 業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサー ビス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に 実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受け ていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としているこ と。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理する データセンター内のデータベースに保存され、 バック アップも日本国内に設置された複数のデータセ ンターのうち本番環境とは別のデータセンター 内に保 存される。 【消去】 ①国及びガバメントクラウドのクラウド事業者は アクセスが制御されているため消去をすること はない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置 等を障害やメンテナンス等により交換する際に データ	事後	

<p>令和7年3月31日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や</p>	<p>事後</p>	
<p>令和7年3月31日</p>	<p>Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去</p>	<p><ひたちなか市における措置> ・サーバ設置場所の入退室管理を行っている。 ・適宜バックアップを行っている。 ・機器の廃棄時には、データ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。 ・バックアップデータについては、遠隔地保管を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける物理的措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける技術的措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p><ひたちなか市における措置> ・サーバ設置場所の入退室管理を行っている。 ・適宜バックアップを行っている。 ・機器の廃棄時には、データ消去ソフトの使用又は物理破壊を行っている。 ・バックアップデータについては、遠隔地保管を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける物理的措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける技術的措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> 【保管:物理的対策】 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認</p>	<p>事後</p>	
<p>令和7年3月31日</p>	<p>Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいてクラウドサービス事業者は定期的にISMAPに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP及びガバメントクラウド運用管理責任者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP及びガバメントクラウド運用管理責任者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じた場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	<p>事後</p>	

令和7年3月31日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和7年11月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	ひたちなか市は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び国税徴収法(昭和34年法律第147号)に基づき、市税の徴収及び滞納処分に関する事務を実施している。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 市税の徴収及び収納に関する事務 2 督促に関する事務 3 滞納処分に関する事務 4 延滞金の徴収に関する事務 5 執行停止及び不納欠損処理に関する事務	ひたちなか市は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び国税徴収法(昭和34年法律第147号)に基づき、市税の徴収及び滞納処分に関する事務を実施している。 これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。 1 市税の徴収、収納及び過誤納金の還付に関する事務 2 督促に関する事務 3 滞納処分に関する事務 4 延滞金の徴収に関する事務 5 執行停止及び不納欠損処理に関する事務	事前	
令和7年11月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ①システムの名称		中間サーバー	事前	
令和7年11月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ②システムの機能		1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統一識別番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと個人情報を保有・管理するシステムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等の記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する機能 8. セキュリティ管理機能 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照会リスト情報を管理する機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能	事前	
令和7年11月27日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和7年11月27日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の48の項	事前	
令和7年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本事項 ④記録される項目 その妥当性	○識別情報:対象者を特定するために記録 ○連絡先情報:対象者を正確に把握するために保有 ○業務関係情報 ・地方税関係情報:固定資産(都市計画)税、軽自動車税、個人住民税、国民健康保険税で賦課した内容に基づき、納税通知書、納税の証明書等の帳票印刷を行うために記録 ・その他(納付の情報):納税義務者の納付状況を正確に把握するために保有	○識別情報:対象者を特定するために記録 ○連絡先情報:対象者を正確に把握するために保有 ○業務関係情報 ・地方税関係情報:固定資産(都市計画)税、軽自動車税、個人住民税、国民健康保険税で賦課した内容に基づき、納税通知書、納税の証明書等の帳票印刷を行うために記録 ・口座情報:還付の処理を行うため ・その他(納付の情報):納税義務者の納付状況を正確に把握するために保有	事前	
令和8年3月30日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	